

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議

定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)(先議)要旨

この議定書は、一九七一年(昭和四十六年)に締結された我が国とスイスとの間の現行の租税条約を改正するため、二〇一〇年(平成二十二年)五月二十一日にベルンにおいて署名されたものである。この議定書は、前文、本文二十一箇条、末文等から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合十パーセント以上の親子会社間の場合には五パーセントを、その他の場合には十パーセントを超えないものとする。持株割合五十パーセント以上の親子会社間の配当及び年金基金又は年金計画の受ける配当については、源泉地国において免税とする。
- 二、一定の主体(政府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等)が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 三、使用料については、源泉地国において免税とする。
- 四、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、源泉地国において課税することができる。

- 五、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。
- 六、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 七、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。